

第 90 号

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例

熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表天草青年の家、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家の項中「、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家」を「及び菊池少年自然の家」に、「690円」を「780円」に、「260円」を「300円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「120円」に、「50円」を「60円」に改め、同項の次に次のように加える。

豊野少年自然 の家	宿泊を伴う 施設等利用	宿泊棟泊	1人1泊 につき	780円	300円
		キャンプ場泊	1人1泊 につき	360円	120円
	宿泊を伴わない施設等利用		1人1日 につき	120円	60円
	プレイホール冷暖房設備利 用		1団体1 時間につ き		600円

同表あしきた青少年の家の項中「1,110円」を「1,250円」に、「420円」を「470円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「120円」に、「150円」を「170円」に、「50円」を「60円」に、「1,570円」を「1,760円」に改め、同表備考中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 豊野少年自然の家の「宿泊を伴う施設等利用」及び「宿泊を伴わない施設等利用」における「施設等」とは、プレイホール冷暖房設備を除いた施設等をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日から施行日にかけての宿泊による利用は、施行日前の利用とみなして、

前項の規定を適用する。

(提案理由)

熊本県立青少年の家の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。